

令和6年 第6回 新富町農業委員会会議録

(令和6年6月28日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和6年 第6回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和6年6月28日（金）					
召集の場所	新 富 町 役 場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和6年 6月28日 午後 1時57分 議長 閉会 令和6年 6月28日 午後 2時17分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	1 番	平下 裕敏	○	9 番	長友 保	○
	2 番	前田 章男	○	10番	猪俣 忠	○
	3 番	山口 弘安	○	11番	中山 真一	○
	4 番	芳野 京子	○	12番	仲原 亨	○
	5 番	井崎 誠	○	13番	倉永 英生	○
	6 番	藤井 貞敏	○	14番	新恵 浩二	○
	7 番	太田 茂	○	15番	長友 嘉美	○
	8 番	鬼塚 眞理子	○	16番	出口 幸一郎	○
会議録署名委員		9 番 長友 保 委員 1 0 番 猪俣 忠 委員				
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	宮本 信一	○			
	局長補佐	嶋末 剛	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
	係長	中谷 静江	○			
会議に付した事件		別紙のとおり				
議 事 日 程		別紙のとおり				
会 議 の 経 過		別紙のとおり				
議 案 写		省 略				
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (3) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について
- (4) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について

議案第31号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第32号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

議長 ただ今から、令和 6 年第 6 回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員 8 名、農地利用最適化推進委員 8 名であります。定足数に達していますので総会は成立しております。

議長 5 月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。
 会議録署名委員に 9 番 長友 保委員、10 番 猪俣 忠委員を指名いたします。

議長 日程第 2 会期の決定の件を議題といたします。
 お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議ありませんか。

(異議なし声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

議長 それではさっそく議事に入りたいと思います。
 日程第 3 議案第 28 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 その 1 について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 1 についてご説明いたします。
 譲受人は■■■■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は大字上富田■■■■■、畑で 205 m²です。所有権移転の経営規模拡大で対価額■■■■■円の 10a あたり■■■■■円となっております。
 次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題のない土地でした。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

太田 ないです。

議長 ただ今、説明が終わりましたがご質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 28 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 28 号については申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第 29 号 「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 1 についてご説明いたします。現地調査資料の 5 ページ目の方をご覧ください。

譲受人が■■■■さんで、こちらの方が申請地の同じ地区内で工務店を経営されております。譲渡人が■■■■さんです。申請地は大字上富田■■■■■■■■■■で■■地区集会所から東に 10m 進んだ場所です。（航空写真で現地を示しながら説明）登記地目が田の 973 m²で所有権移転の土地代が■■万円です。申請内容は資材置場になります。現地調査資料 6 ページ目の利用計画図をご確認ください。なお、今回の転用目的は資材置場となっておりますが、利用計画図のように、隣接する■■地区集会所の駐車場としても使用する場合があるとの事ですので、資材置場部分へ進入しないよう安全対策について配慮して頂くよう要請いたします。

申請理由は議案書記載のとおりで、第 1 種農地と判断しておりますが「住宅のその他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」ということで不許可の例外に該当いたします。説明は以上です。

議長 それでは担当委員から、現地調査の報告をお願いします。

15 番 長友 嘉美 委員

長友嘉 15 番長友が現地調査の報告をいたします。道路に面しており隣の方は草も刈ってあり、奥の方も廃棄物というけどちゃんと整理してきれいに整頓されてなんら問題ないかと思います。

議長 地元委員からはなにかありますか。

太田 ありません。

議長 次に、その 2 について事務局に説明を求めます。

事務局 その 2 についてご説明いたします。現地調査資料の 1 ページ目をご覧ください。

譲受人が■■■■■■・■■■■■さん、譲渡人が■■■■■■の祖父にあたります■■■■■さんです。申請地は大字新田■■■■■■■■■■で、■■■■地区集会所から南西へ 480m ほど進んだ土地になります。（航空写真で現地を示しながら説明）登記地目が畑の 473.82 m²で祖父との使用貸借になります。申請内容は一般個人住宅建設で、建築面積は 119.24 m²になります。現地調査資料 2 ページ目に利用計画図を付けておりますのでご確認ください。

申請理由は議案書記載のとおりで、第 1 種農地と判断しておりますが「住宅のその他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」ということで不許可の例外に該当すると判断しております。説明は以上でございます。

議長 それでは地元委員も兼ねて、現地調査の報告をお願いします。

議長 14 番 新恵浩二 委員

新恵 14 番新恵が現地調査の結果を報告します。現地は苗床がありましたけど、道路に面しており、親族間での提供でありまして、排水も道路にも面しておりますので大丈夫と思われます。以上です。

議長 ただ今、議案第 29 号について説明が終わりましたが、質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 29 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 29 号については申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第 30 号 「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 の所有権移転について関係委員の説明を求めます。

3 番 山口弘安 委員

山口 3 番山口が 30 号について説明をいたします。譲受人は■■■の■■■■■さん、譲渡人が同じ■■■の■■■■■さん。申請地が日置■■■■■で 1,366 m²です。10a あたり■■■■■万円で■■■■■円、移転時期が令和 6 年 7 月 17 日となっています。これは、中山委員とのあっせんです。以上です。

議長 続きまして、貸借権設定について事務局に一括して説明を求めます。

事務局 その 2 からその 6 につきましては、地域案件及び個別案件です。なお、再設定になりますので説明を省略させていただきます。

議長 ただ今、議案第 30 号について説明が終わりましたが、ご質問等はないですか。

議長 質問はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 30 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 30 号については承認されました。

議長 次に、議案第 31 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条
第 11 項の規定による農用地利用集積等促進計画作成の要請について」
を議題といたします。

議長 それでは、その 1 からその 98 まで一括して事務局に説明を求めま
す。

事務局 それでは、議案第 31 号についてご説明いたします。農地中間管理事
業の地域案件および個別案件です。なお、借り手予定者につきましては、
63 から 66 ページの様式第 7 号の農地利用集積等促進計画（案）をご
確認ください。以上、説明といたします。

議長 ただ今、議案第 31 号について説明が終わりましたが、ご質問等はな
いですか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、質問もないようですので採決いたします。
議案第 31 号について承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 31 号については承認されました。

議長 次に、議案第 32 号「令和 5 年度農業委員会の農地利用の最適化の推
進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。

議長 議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局 それではご説明させていただきます。こちらの事務の実施状況の公表につきましては、農業委員会等に関する法律第 37 条において、定められておりまして、農業委員会の運営の透明性を確保するため、農林水産省省令で定めるところにより、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況についてインターネット等にて情報の公開が義務付けられているものです。内容について、順を追ってご説明いたします。

まず、57 ページ目をご覧くださいなのですが、こちらが現在、農業委員と農地利用最適化推進委員の現在の状況と農林業センサス等のデータを反映した新富町の状況を記載しております。1 ページ捲っていただきまして、58 ページ目からが昨年の 3 月に定例会でも説明させていただきましたが、最適化活動の目標とそれに対する実績を載せております。農地の集積の実績については 58 ページの (1) に載せております。こちらが担い手の農地利用集積状況調査と毎年実施される調査があるんですが、そちらの報告面積を基に算定したものになっております。農業委員会の点検結果については記載のとおりでございます。続きまして、遊休農地の発生防止・解消の実績についてということで、こちらは 58 ページ目の (2) に載せております。遊休農地につきましては、一般的に現に耕作されておらずかつ引続き耕作されないと見込まれる可能性の高い農地で、こちらについても毎年、県に面積等を報告しております。委員の皆さんには毎年、農地パトロール等を通じまして状況を把握いただいておりますが、把握いただいた内容を事務局で所有者の方に確認調査等を行っております。その他委員の皆様の声掛け等の活動を通じて状態が解消されました面積等を載せております。続いて、新規参入の促進についてということで 59 ページ目の (3) に載せております。昨年度、施設園芸で 3 経営体の参入があっております。続きまして、60 ページの 2 番からが最適化活動の活動目標を載せております。こちらが昨年度の該当する活動の実績を載せたものになっております。最後に 62 ページが事務の実施状況になっております。説明については、以上でございます。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、ご質問、ご異議はございませんか。

議長 質問等はないですか。

議長 それでは、採決いたします。

議長 議案第 32 号について、承認される方の挙手を求めます。
挙手全員ですので、議案第 32 号については承認されました。したが
いまして、町ホームページにて公表することといたします。

議長 これより報告案件がありますので議題といたします。事務局に報告
を求めます。

事務局 それでは、報告案件についてご報告いたします。
2 月定例総会において「議案第 10 号 農地法第 5 条に係る買受適格
証明について」をご承認いたしました■■■■■■さんへの買受適格
証明の案件ですが、その後、本委員会に農地法第 5 条の申請書の提出が
ありましたので、県に意見書を添えて進達し、許可書を交付いたしまし
た。ちなみに、場所については■■■■■■の整備工場があります少し
奥の方で、太陽光の資材置場ということで申請があった案件になりま
す。以上です。

議長 以上で、令和 6 年 6 月 28 日開会の第 6 回新富町農業委員会定例総会
に付議されました案件は全て審議終了しました。これをもって閉会い
たします。ありがとうございました。

令和 6 年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____